

日本郵政共済組合 一般事業主行動計画（第2期）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成25年4月1日～平成27年3月31日

2. 目標及び目標を達成するまでの対策

<子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備>

目標1： 女性職員の育児休業・男性職員の子の看護休暇（又は育児休業）の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員：期間内に子の看護休暇（又は育児休業）を1人以上取得すること。

女性職員：取得率を80%以上とすること。

<対策>

平成25年4月から、育児休業の円滑な取得をより一層促進するため、引き続き管理職員に対する啓発を実施する。

平成25年7月から、育児休業取得推進に関する理解をより一層深めるため、情報誌（ニュースレター）等を発行・活用した周知・啓発を実施する。

目標2： 職場復帰プログラムの定着等を通じ、職員の仕事と生活の両立及び円滑な職場復帰を支援する。

<対策>

平成25年7月から、職場復帰プログラムを円滑に実施するとともに、育児休業取得希望者が抱える不安等の緩和に資するため、育児休業取得経験者による相談会等を実施する。

平成25年10月から、職場復帰プログラムの実施状況を確認し、必要に応じたフォローアップ等を行う。

平成25年10月から、仕事と生活の両立等に関する職員アンケートやヒアリングを実施し、環境づくりのための必要な改善を行う。

< 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備 >

目標 3 : 総労働時間を削減するための取組を強化する。

< 対策 >

平成 25 年 4 月から、リフレッシュデーの周知・啓発の取組を継続し、徹底する。

平成 25 年 4 月から、年次有給休暇の取得促進と所定外労働削減のため、管理者に対する啓発を実施する。

目標 4 : 各種制度に関する情報の充実と働き方の見直しに資するセミナー等を開催する。

< 対策 >

平成 25 年 10 月から、各種制度等に関する情報を掲載した社内掲示板の内容を充実させる。

平成 25 年 10 月から、育児休業・介護休業制度の一層の理解・浸透を図るため、各種制度概要等資料の充実を図る。

平成 26 年 4 月から、セミナー等を開催し、仕事と生活の両立等に関する意見交換等の場を設ける。